

区 分	米 国	フ ラ ン ス	イ タ リ ア	韓 国	そ の 他
<p>関係機関に対する 県知事等の権限、 調整の仕組み</p>	<p>○連邦対応計画では、①運輸、②通信、③公共土木事務、④消防、⑤情報企画、⑥被災者保護、⑦物資支援、⑧医療、⑨都市部捜索救助、⑩危険物、⑪食料、⑫エネルギーの12分野について、主担当省庁と支援省庁が明示されており、各州でもそれを踏まえて計画を作成するなど、対応業務の標準化と責任の明確化が図られている。</p> <p>○大規模災害時には、連邦政府が被災地に災害現地事務所を設置し、連邦調整官（幹部クラス）を派遣して、州調整官（幹部クラス）等との調整（主として要員、物資等の資源配分）を行う。</p> <p>○州内の実働部隊は州軍、州警察、郡市警察、郡市消防である。カリフォルニア州の場合、災害が拡大すれば、州内を対象とした相互応援協定に基づき、まず郡レベルで、次に州レベル（6地域に分割）で応援がなされ、州知事が州軍や州警察に出動を命じることがある。なお、州警察が郡市警察に出動を命じることができない。</p> <p>○大規模災害等が発生すれば、連邦政府が全米25箇所の救助隊（平時は地方政府の消防機関等に所属）を一時的に管轄下に置き、現地に派遣する（現地では当該地域を管轄する消防機関の指揮下に入る）。米国では伝統的に主として消防機関が人命救助を行い、警察が交通規制や治安維持にあっている。</p>	<p>○フランスでは、災害への対応は伝統的に市町村の権限とされてきたが、1987年に防災の基本法として「民間安全法」が制定され、災害処理が市町村の能力を越える場合に、県知事（地方長官）が救助活動の指揮権限を有するなど、分権化の流れに逆行して一定の権力集中が図られている。（なお、県知事は県内の警察権を有する。）</p> <p>○その背景として、1980年以降、産業社会の発達による危険の増大や危険の規模の拡大が指摘されている。</p> <p>○フランス内務省に属する災害救助機動部隊（市民安全訓練・出動部隊、陸軍や消防からの出向者、医師などで構成）は、県知事の要請に基づいて出動し、災害救助現場では、被災地の県知事の指揮下に入ることとなっている。</p>	<p>○県は災害対策本部の設置、救援活動の実施、避難命令の発令などを行い、必要に応じて軍の協力を要請する。</p> <p>○県は、対応能力を超えると判断すれば、民間防災庁に要請を行う。</p>	<p>○地方公共団体の長は、地域災害（事故）対策本部の長を務め災害対策の総括調整及び執行にあたる。</p> <p>○中央119特別救助隊は、人的被害が一定規模以上の災害のほか、中央緊急救助本部の統制官から出動指示がある場合や、道知事等の出動要請があり出動が必要と判断されるときに出動する。</p> <p>○災害現場での緊急救助活動の現場指揮は、原則として市、郡等の緊急救助本部の統制官（当該市郡を管轄する消防署長）が行う。</p>	<p>○英国では、災害に即応する機関、団体との調整は、警察が中心になって行う。</p>
<p>地方公共団体の防災・危機管理体制</p>	<p>○カリフォルニア州では、広域応援等を考慮し、州、郡、市町等の災害対応組織の標準化を義務づけている（SEMS）。また、現場レベルではICSという共通の災害指揮体制がとられ、組織構造と用語の標準化が図られている。</p> <p>○カリフォルニア州では、緊急事態法に基づき、知事直轄の緊急事態局（OES）が設けられ、災害時等には、州のあらゆる機関と職員は局長に協力しなければならないとされている。</p> <p>○郡市が大規模な被害を受けた場合、州緊急事態対策コーディネーター（課長級以下の公募職員）を派遣し、被害規模の判定、対策の優先順位の設定、資源配分等の対策を支援する。</p>				